

●香川県告示第356号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月6日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

小豆郡小豆島町苗羽甲2211番地

タケサンフーズ株式会社 代表取締役 富田孝之輔

(2) 工場の所在地及び名称

小豆郡小豆島町苗羽甲2211番地

タケサンフーズ株式会社

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	水産食料品製造業の用に供する湯煮施設	
能	力	150kg/回 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着工後1箇月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続8時間使用	
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	200	300
	化学的酸素要求量 (mg/L)	200	300
	浮遊物質量 (mg/L)	100	150
	窒素含有量 (mg/L)	120	180
	りん含有量 (mg/L)	20	30
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		4.7	7

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	No. 1	排 水 口
排 出 水 の 汚 染 状 態	通 常	最 大
水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	40	40
化学的酸素要求量 (mg/L)	40	40
浮遊物質量 (mg/L)	60	60

	窒素含有量 (mg/L)	30	60
	りん含有量 (mg/L)	3	5
排水水の量	(m ³ /日)	100	120

他に排水口が4箇所（雨水専用1箇所）ある。

（備考）今回新たに特定施設を設置するが、既設特定施設を廃止することから、排水水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成25年8月6日から同月27日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

小豆島町企画振興部環境衛生課